

# 三木町立学校における教職員働き方改革の取組状況

三木町教育委員会 令和6年10月作成

## 目的

三木町立学校において、教職員の心身の健康を保持し、教育の質を向上させるため、長時間労働の解消を図るとともに、未来を担う子どもたちの豊かな成長をめざす。

## 目標

- (1) 教職員の時間外在校時間を1箇月について小中学校ともに45時間以下にする。
- (2) 教職員の時間外在校時間が月80時間を超える延べ教職員数を前年の半数にする。

### 業務の適正化

#### ○専門スタッフの配置

児童生徒の指導に専念するため、児童生徒の指導や校務、学級事務へ支援を得るための専門スタッフを配置する。

- ・学校図書館指導員
- ・特別支援教育支援員
- ・特別支援学級補助員
- ・ALT
- ・外国語指導補助員
- ・学校事務補助員
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・教育業務支援委員
- ・部活動指導員

#### ○事務職員の校務運営への参画の推進

事務職員が、管理職と連携を図りながら、より主体的かつ積極的に校務運営に参画できる取組みを進める。

- ・学校事務共同実施協議会
- ・校内企画委員会等への参加

### 業務の効率化

#### ○ICT環境の充実

全教職員に情報共有・調整、授業活用ためのタブレット端末やビジネスチャットツールを配布する。

アプリ型保護者連絡システムを導入し、出欠連絡・各種アンケート・配布物等のデジタル化を図る

#### ○教育課程外の活動の効率化

部活動ガイドラインの遵守と休日部活動の地域移行を進める。

### 学校運営の改革と意識改革

#### ○教職員の意識改革

客観的に把握した勤務時間の実績を見える化し、教職員の時間管理に対する意識を高める。

学校経営方針に働き方改革の視点を取入れ、学校行事等を大胆に見直す。

#### ○心身ともに健康を維持できる職場づくり

ストレスチェック・年休取得促進等、教職員のメンタルヘルス対策を実施するとともに、教職員の健康管理対策を確実に実施する。

### 地域・関係機関との連携強化 ※2

○関係機関等との連携や情報共有を行い、専門的な立場から児童生徒にかかわれるよう適切な役割分担を図る。

○学校運営協議会制度等を生かし、地域学校協働活動を推進する。

### 重点的に取り組む事項

#### ○在校時間の客観的な把握

ICカードによる在校時間の客観的な把握を行い、教職員自身の意識改革や取組を進めるとともに、学校における具体的な取組みを促す。

#### ○部活動・業務に係る教職員の負担軽減

- ①町部活動ガイドラインを遵守するとともに、休日の部活動地域移行を段階的に進め、部活動指導員の配置、地域指導者の委嘱を促進する。
- ②令和6年度から給食費の公会計化を実施する。

#### ○学校行事等の精選と見直し

効果的・効率的に学校行事等の目標を達成するように、行事やその内容を見直し、重点化、精選、簡素化を進める。

#### ○ICT等を活用した校務の効率化

- ①タブレット端末やビジネスチャットツール等を活用して教職員間の情報共有や連絡・調整のデジタル化を進める
- ②設置されている留守番電話の活用の適正化を図るとともに、アプリ型の保護者連絡システムを効果的に運用する。

#### ○教職員の健康及び福祉の確保

- ①夏季休業中に3日程度連続した学校閉庁日を設けるなどして、休暇取得を促進し心身のリフレッシュを図る。
- ②学年始休業日を1日延長し、教育計画立案等、年度初めの準備時間を確保する。
- ③当月の時間外在校時間が100時間を超える教職員と希望する教職員には、産業医による面接指導を実施する。

## 三木町立学校における教職員働き方改革の取組状況についての情報発信

地域と学校の連携・協働や保護者との連携強化による学校における働き方改革の推進


※1 町内小中学校教職員の時間外在校時間の平均

(部活動等休日・週休日の在校時間も含む)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度 (8月末)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
月平均時間外在校時間(時間)	40.4	51.5	43.7	57.1	35.9	48.8
月80時間以上の延べ人数(人)	29	83	63	124	4	38

※中学校は休日の部活動指導時間も含む

※2 文部科学省は「学校における働き方改革」の最終的な目的を“学校教育の質の向上を通じた「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」である”とし、そのための方策のひとつとして、以下の「学校・教員が担う業務に係る3分類」に基づく取組を徹底することとしている。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p> 	<p>⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)</p> 